

■ 関東本部主催 第2回風営法政令改正セミナー 開催

既報のとおり、10月12日に（社）日本レジャーホテル協会 関東本部主催で風営法政令改正に関連する情報交換セミナーを開催することになりました。お知らせが前後いたしました。このセミナー開催の経緯と内容についてご報告いたします。

ご存知の通り風営法の政令改正が公示されて、来年1月に迫った施行に向け、会員の皆様もその対応に迫られていることと思います。この間も、一部の都道府県で警察署の説明会が開催されるなど新たな動きも出てきており、間もなく解釈運用基準も開示されることと思われます。7月の第1回のセミナーでは、政令改正の概要を中心にお話しさせていただきましたが、第2回では新情報とともに、いかに対処をすればよいのかという指針になる部分を中心にお話をさせていただきたいと考えています。（詳細は別紙案内）

今回のセミナー開催のもう一つの目的として、当協会の会員以外の企業、経営者、関係者の方にも広く情報を発信したいと考えています。当協会の使命としては、広く業界全体にこの種の情報を周知徹底することであり、かつ業界のコンプライアンス（法令順守）を進めることでもあります。より多くの方に参加を呼び掛けたいと考えています。

そこで、第2回セミナーは、業界の情報誌である、総合ユニコム(株)殿と(株)テイダン殿に後援協力を依頼しましたところ、(株)テイダン殿より後援をいただけることになり、合わせて運営協力についてもお願いすることになりました。したがって第2回の政令改正セミナーは、（社）日本自動車旅行ホテル協会が主催し、(株)テイダン殿に後援および運営協力として開催させていただき、公開セミナーの形を取らせていただきます。協会の会員、非会員に関わらず、多くの方にご参加いただき、皆様の経営判断に役立つセミナーにしていきたいと考えています。どうぞよろしく願いいたします。

また、セミナー後には簡単な名刺交換会（情報交換会）の時間もとっております。この機会に当協会への理解を深め、会員を増やし、より充実した組織に拡充していきたいと考えていますので、合わせて皆様のご協力をお願いいたします。

この会報は、当協会の関東本部正会員に発信しております。ご不要の方は、[aoki@teidan.co.jp](mailto:aoki@teidan.co.jp) か、FAX

03-3518-2867 までご連絡ください。（事務委託先 青木由香さん）